

石綿含有製品の製造、使用等が禁止となります。

労働安全衛生法施行令が改正され、
平成16年10月1日から施行されることになりました。

石綿をその重量の1%を超えて含有する①～⑩の製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されます。(令第16条)

禁止される石綿含有製品(令別表第8の2)

- | | |
|--------------|-------------|
| ①石綿セメント円筒 | ⑥クラッチフェーシング |
| ②押出成形セメント板 | ⑦クラッチライニング |
| ③住宅屋根用化粧スレート | ⑧ブレーキパッド |
| ④繊維強化セメント板 | ⑨ブレーキライニング |
| ⑤窯業系サイディング | ⑩接着剤 |

